

健生食輸発0220第1号
令和6年2月20日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産赤とうがらしのプロピコナゾール)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和6年2月19日付け健生食輸発0219第1号)により通知したところである。

今般、中国産赤とうがらしのプロピコナゾールについて、輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1の中国の項中、

製品検査の対象 食品等	条 件	検査の項 目	試験品採取 の方法	検査の方法	検査を受けるこ とを命ずる具体 的理由
赤とうがらし及 びその加工品 (簡易な加工に 限る。)		プロピコ ナゾール	別表1の3 によるこ と。	平成17年1月24日 付け食安発第 0124001号「食品に 残留する農薬、飼 料添加物又は動物 用医薬品の成分で ある物質の試験法 について」による こと。	基準値 (0.01ppm)を 超えるプロピコ ナゾールが検出 されるおそれ があるため。

を削除する。